

○ 新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業実施要領（令和4年1月24日付け3農産第2600号-1農林水産省農産局長通知） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制 定 令和4年1月24日付け3農産第2600号-1 最終改正 <u>令和5年3月30日付け4農産第5450号</u> 農林水産省農産局長通知</p> <p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 事業の実施期間 本事業の実施期間は、<u>令和6年3月31日まで</u>とする。</p> <p>（以下略）</p>	<p style="text-align: center;">新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制 定 令和4年1月24日付け3農産第2600号-1 最終改正 <u>令和4年4月1日付け3農産第3903号</u> 農林水産省農産局長通知</p> <p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 事業の実施期間 本事業の実施期間は、<u>令和5年3月31日まで</u>とする。</p> <p>（以下略）</p>

附 則（令和5年3月30日4農産第5450号）
この要領は、令和5年4月1日から施行する。